

第1回大分県在籍型出向等支援協議会 「在籍型出向制度」について



応援します、頑張るあなたの新職場!!



産業雇用安定センターのご紹介

- ◇ 設立：1987年設立
- ◇ 主な事業内容：出向・再就職等の人材マッチング（**無料**）
- ◇ 運営体制：本部（東京都）と全国47都道府県の地方事務所のネットワーク

雇用支援事業

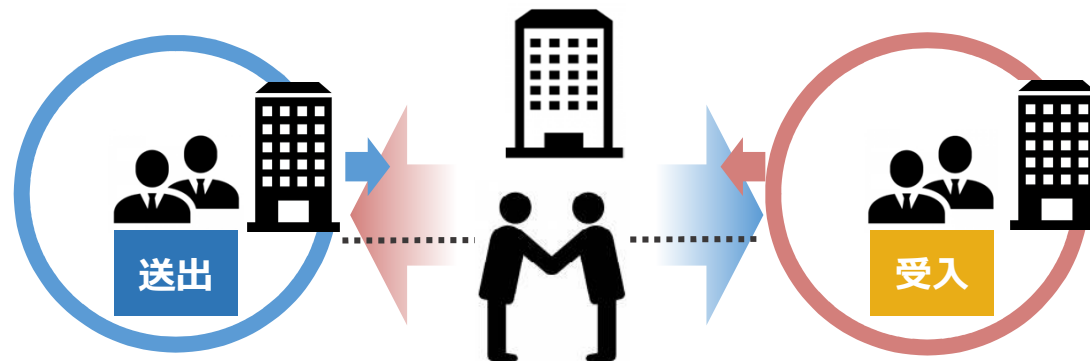
出向支援

企業の要請に基づき、出向に同意した従業員を、新たに他の企業で一定期間就労できるように支援します。

移籍（再就職）支援

企業の要請に基づき、企業を退職する従業員が、新たに他の企業に雇用されることを支援します。

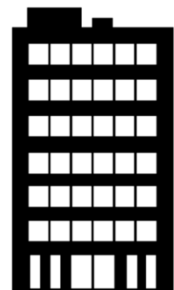
公益財団法人 産業雇用安定センター



「在籍型出向制度」とは

在籍出向 = 「従業員が自社に在籍した状態のまま、人材が不足している企業などに一時的に出向し一定期間働くこと」

新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動が停滞



出向元企業

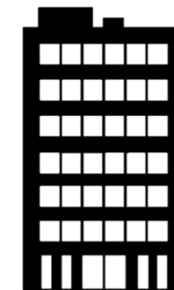
- ・ 長期の休業などにより従業員の働く意欲の低下
- ・ 雇用の維持が困難

在籍型出向



従業員

コロナ禍においても人材が不足している業界・企業

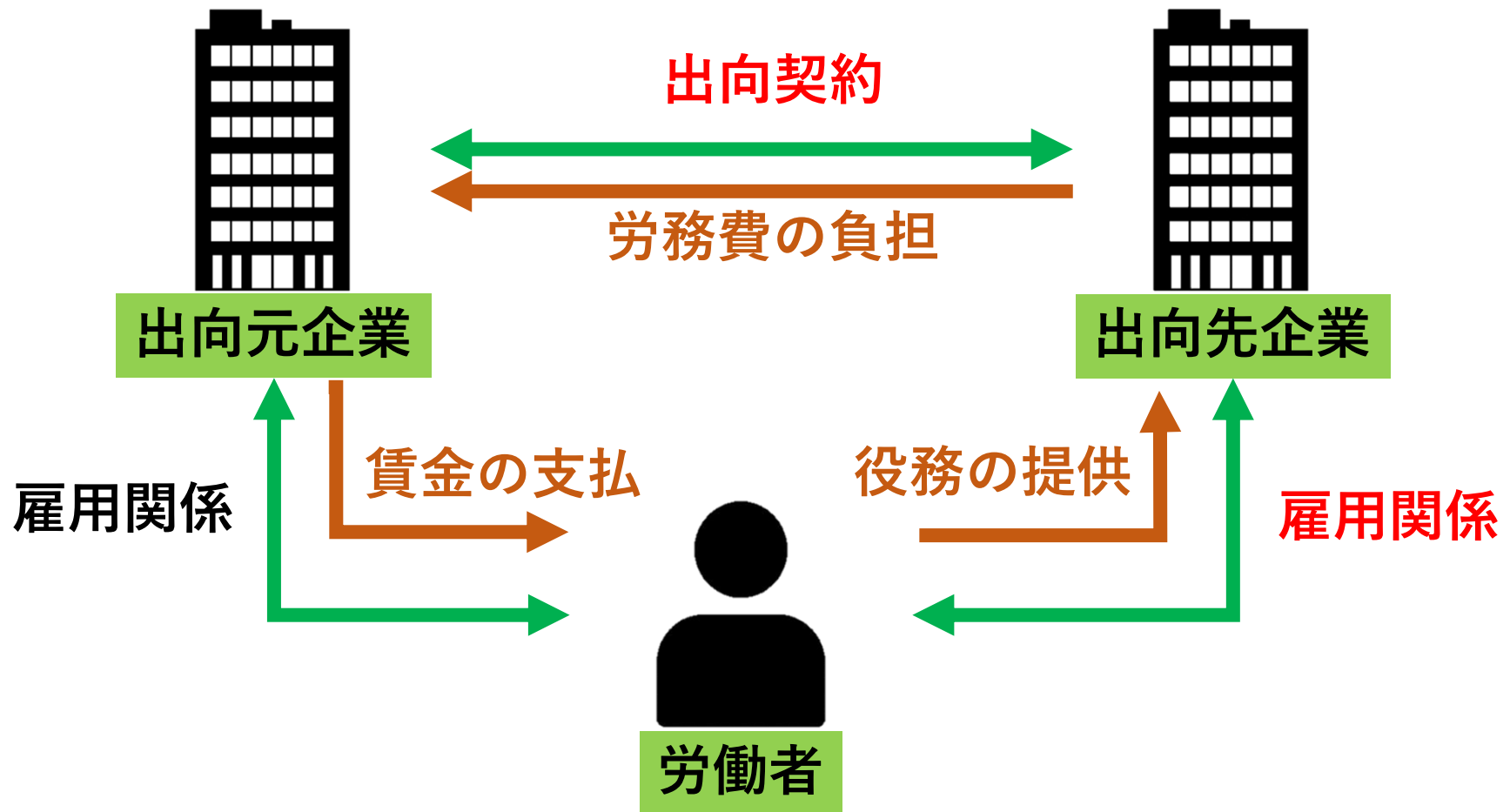


出向先企業

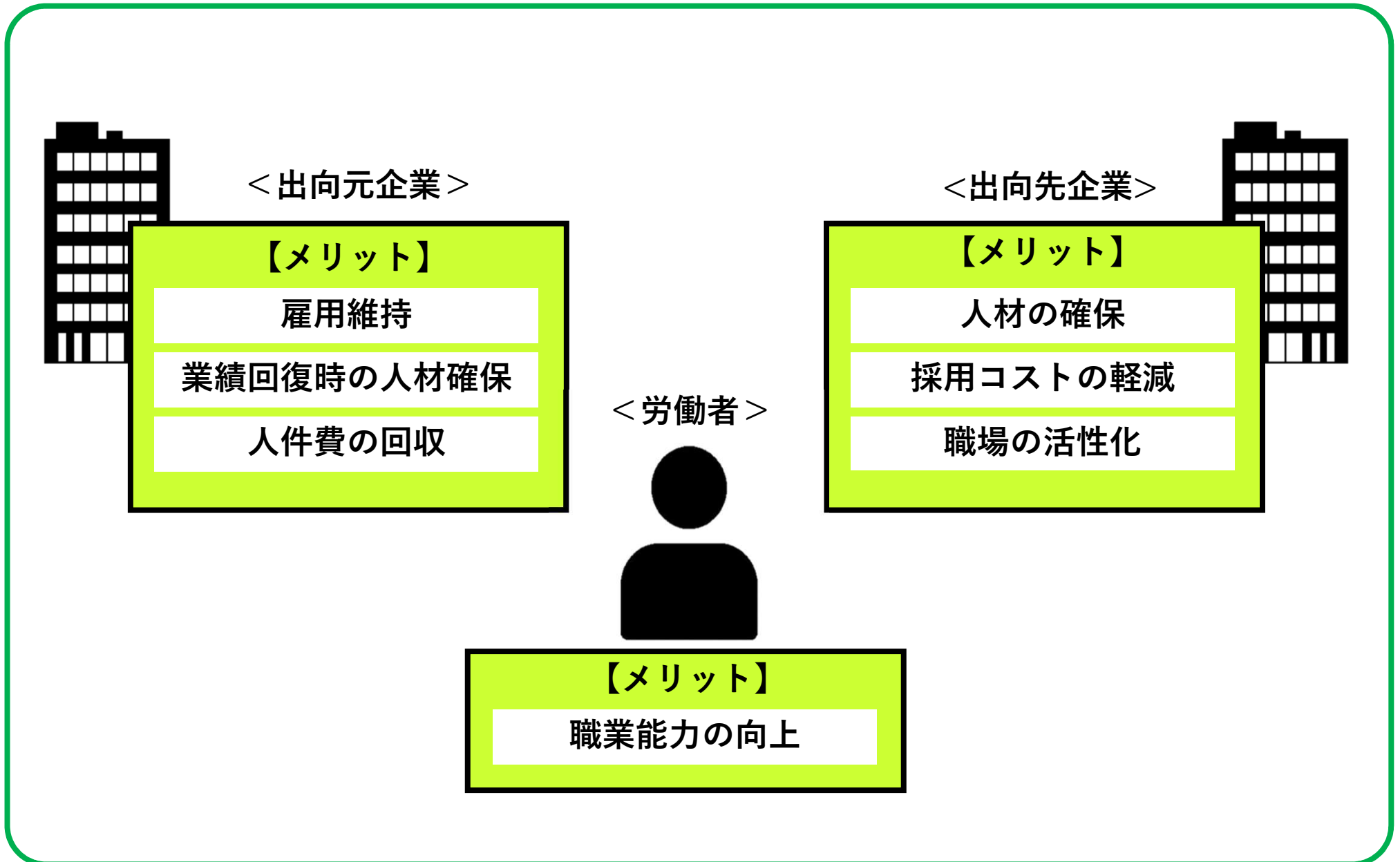
- ・ 慢性的な人手不足
- ・ 人材の確保が急務

在籍出向の仕組み

<一般的な在籍出向の形態>



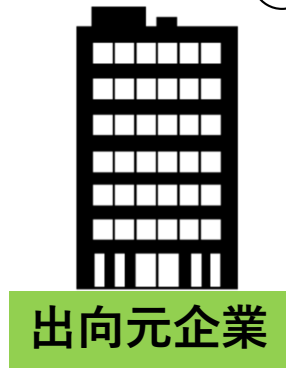
在籍出向のメリット



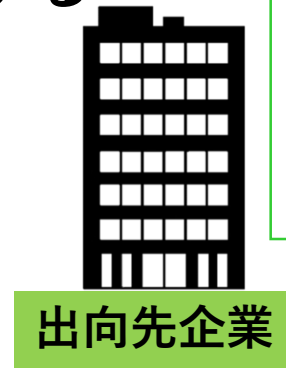
在籍型出向を始めるための手順

① 就業規則・労働協約を確認する

就業規則等での整備、
労使の話し合い



③ 出向契約を締結する



【取決め事項】

- ・ 出向期間
- ・ 職務内容、職位、勤務場所
- ・ 就業時間、休憩時間
- ・ 休日、休暇
- ・ 出向負担金、通勤手当、時間外手当、
その他手当の負担
- ・ 出張旅費
- ・ 社会保険・労働保険
- ・ 福利厚生取扱
- ・ 勤務状況の報告
- ・ 人事考課
- ・ 守秘義務
- ・ 損害の賠償
- ・ 途中解約
- ・ その他（特記事項）

② 個別の同意を得る

権利を濫用したものと認められる場合は、その命令は無効
(労働契約法14条)



④ 出向条件を提示する

出向元企業が出向先企業に代
わって明示することもできる

【明示すべき事項】

- ・ 労働契約の期間
- ・ 更新の基準
- ・ 就業の場所、業務内容
- ・ 始業・就業の時刻、残業の有無、
休憩時間、休日、休暇、就業時転換等
- ・ 賃金に関する事項
- ・ 退職に関する事項

産雇センターによる出向仲介・斡旋・成立の流れ

STEP	イベント	イベント内容
1	送出情報の入手	雇用調整が必要な企業の情報を収集し、人材情報、出向先の希望等の聴き取りを行う。
2	求人情報の入手	出向受け入れを希望する企業から求人情報の収集を行う。
3	人材・求人情報の提供	出向送り出し企業、出向受け入れ企業に対し、収集した人材情報・求人情報を提供しマッチングを行う。
4	企業の引合せ	出向送り出し企業、出向受け入れ企業双方が関心を示せば、労働条件などの詳細を話し合うため企業間の引合せの機会を設定し、条件のすり合わせを行う。
5	事業所見学	必要に応じて、出向受け入れ企業の職場見学、寮施設の見学を設定する。
6	出向契約の締結	出向契約、出向通知書等の作成についてアドバイスを行う。出向契約書は、双方の企業で使用しているもの、または、厚生労働省のハンドブックにあるひな形を活用する。契約内容については当事者間での合意に基づく。
7	出向開始	企業間の交渉合意により出向成立となる。双方合意の出向開始日より勤務が開始される。その後の出向者の状況等の確認を行い、対応すべき案件があれば出向開始後もフォローする。

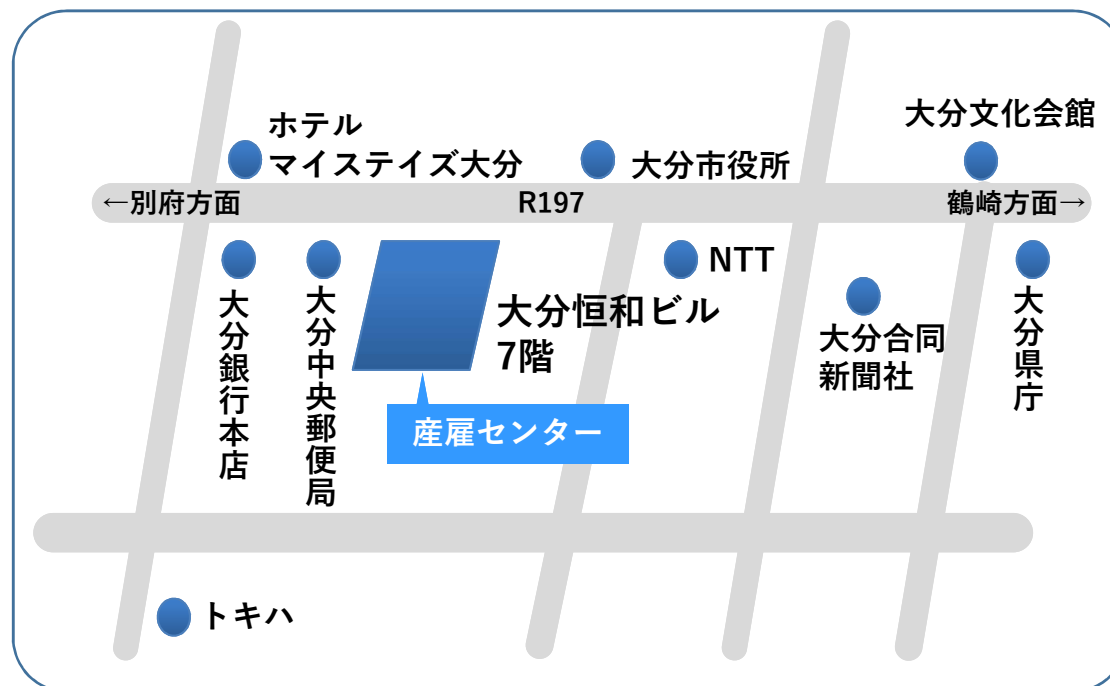
在籍型出向の相談窓口

在籍型出向の活用を検討されている企業、出向による人材の受け入れを考えられている企業がございましたら、それらの企業に周知の上、ご連絡・ご相談の程よろしくお願いいたします。

<大分事務所のご案内>

公益財団法人 産業雇用安定センター 大分事務所

Tel : 097-538-0512
Fax : 097-540-5420
住所 : 〒870-0021
大分市府内町 3-4-20
大分恒和ビル7階



交通アクセス

J R 日豊本線「大分駅」から徒歩10分